



迷惑防止条例を 県民不在で制定

10月15日閉会した9月議会報告会を、各地で開催中です。今議会では、県民の人権を制限する危険性のある「迷惑条例」が県民に知られることなく可決されたことなどご報告しています。



●公衆に迷惑をかける行為を防止をすとして、違反者に懲役一年以下、100万円以下の罰

金を科す条例が強行可決されました。私たちは以下の理由を明らかにし、採決に反対しました。
①県民の人権にかかわることなのに、弁護士など法律の専門家や県民の意見などを聞く「パブリックコメント」さえ実施していないこと。

②マニュアルなど一切なく、バットやゴルフのドライバーを持って歩いているだけでも「あい、こら」と職務質問など、現場警察官の恣意的判断任せで運用される危険性がある。

③「嫌がらせ行為」の対象に、行政の施策について調査し、是正を求めたり、或いは抗議することも含まれる可能性がありうること。

④現行条例のままだと法的にこういう限界があったから変えます…、という「立法事実」が、何ら示されていない。

⑤社会的に問題になっている迷惑行為は、社会的に孤立していたり、精神疾患を伴ったものが少なくなく、「累犯障害者」には単なる罰則強化では効果がない。解決するには重罰化ではなく地域福祉の側面からの支援体制を充実させることが必要である。

●閉会直後、私たちの控室に訪れた県警本部長は「ご指摘の通りです。準備不足です。迷惑をかけないようにします」と、今後の運用に関しての姿勢を明らかにしました。

暮らしの一挙手一投足までもが警察によって見張られているような社会はゴメンです。



生に心からの
交流しながら熱心に学ぶ中高
のメールを送りました。

★27日の森敏男とブルー
コーツオーケストラコンサート
トは大盛況のうちに幕を閉じ
ました。昭和の良き時代を思
い起こし涙する方も…。

屋の部と夜の部の間に実施
した、中高生とのクリニック
& ワークショップも開かれ、
憧れのプロミュージシャンと
交流しながら熱心に学ぶ中高
生に心からの

幸ラリン
にやんでも通信

無料 法律相談

11月14日(木)午後6時～8時

弁護士 山本尚吾さん

場所 吉良富彦事務所
(愛宕商店街「おらんく家」対面)

TEL 855-9439

事前に御予約頂くと確かです。